

### 第394回南国市議会定例会会議録

第7日 平成29年3月21日 火曜日

#### 出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

#### 欠席議員

なし

＊

#### 出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

會計管理者兼 参事兼會計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員局長	細川千秋君
農業委員會 事務局局長	土橋愛君	消 防 長	小松和英君

\*-----\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

\*-----\*

#### 議事日程

平成29年3月21日 火曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第9 議案第9号 平成28年度南国市水道事業会計補正予算
- 第10 議案第10号 平成29年度南国市一般会計予算
- 第11 議案第11号 平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成29年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成29年度南国市介護保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成29年度南国市水道事業会計予算

- 第19 議案第19号 平成29年度南国市下水道事業会計予算
- 第20 議案第20号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 南国市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 南国市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第32号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第33号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 第34 議案第34号 市道の認定について
- 第35 議案第35号 普通財産の無償貸付けについて
- 第36 議案第36号 普通財産の無償貸付けについて
- 第37 承認要求書
- 第38 議員派遣の件

＊

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第38まで

＊

午前10時2分 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

＊

### 発言の取り消し

○議長（西岡照夫君） この際、お諮りいたします。福田議員から3月13日の一般質問において、1問目の質問の中に不適切な発言があったため、会議規則第65条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、福田議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

＊

### 諸般の報告

○議長（西岡照夫君） 諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○事務局長（秋田節夫君） 御報告を申し上げます。

議案第14号平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算について、土居篤男議員ほか3名から修正の動議が提出されました。内容につきましては、印刷をしてお手元に配付してあります。以上です。

＊

### 議案第1号から議案第36号まで

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第36号まで、以上36件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長中山研心君。

＊

平成29年3月16日

南国市議会議長 西岡照夫君様

総務常任委員長

中山研心

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第 2 条繰越明許費の補正 第 3 条債務負担行為の補正 第 4 条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 3 号	平成28年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 1 0 号	平成29年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第 2 条債務負担行為 第 3 条地方債 第 4 条一時借入金 第 5 条歳出予算の流用	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 1 2 号	平成29年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 2 0 号	南国市税条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 3 1 号	南国市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 3 2 号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 3 3 号	南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔10番 中山研心君登壇〕

○10番（中山研心君） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第10号、議案第12号、議案第20号、議案第31号から議案第33号までの8件であります。

去る16日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、1億8,020万6,000円の減額計上であります。その所要一般財源は1億2,577万8,000円の減額であり、市税1億1,951万3,000円等を増額計上し、地方消費税交付金8,819万4,000円、財政調整基金繰入金8,353万5,000円、退職手当基金繰入金5,666万6,000円等を減額計上するものです。

主な歳出は、総務費関係では、退職手当の増による人事管理費115万9,000円を増額計上し、参議院議員選挙費等各種選挙費460万9,000円を減額計上するものです。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算等により14事業で総額18億2,574万3,000円を追加計上しております。

債務負担行為につきましては、コールセンター誘致促進奨励金4,660万円及びバルクリースによる低炭素設備導入リース料1億6,000万円を追加計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成28年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で土地開発基金の預金利子に伴う財産運用収入7万7,000円を減額計上し、歳出で土地取得事業費に係る事務費7万7,000円を減額計上しております。また、繰越明許費として、土地取得事業費1,806万5,000円を追加計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成29年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は206億7,000万円で、平成28年度当初予算と比べ7.1%の減額予算となっております。一般財源である市税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の総額は121億8,544万7,000円で、前年度に比べ0.8%減少しております。歳入の構成比は、自主財源が38.3%、依存財源が61.7%の割合で、社会保障経費等の増加により財源不足が発生し、財政調整基金から4億5,000万円の繰り入れを行うものです。

主な歳出として、総務費関係では、退職手当1億384万5,000円、電算システム維持管理等に係る電子自治体推進事業費1億7,847万8,000円、ふるさと応援基金積立金1億5,000万円、国土調査事業費1億837万9,000円を計上し、消防費関係では、高規格救急車等の購入費7,396万3,000円、住宅耐震対策促進事業費8,890万4,000円、津波避難路整備工事費及び災害用備蓄品購入費を含む防災費1億281万6,000円、津波避難対策等加速化臨時交付金を積み立てる防災対策加速化基金積立金8,322万2,000円を計上しております。また、公債費は、元利償還金18億9,856万1,000円を計上し、債務負担行為として、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億8,976万8,000円及び給食センター調理等業務委託1億1,611万7,000円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第12号平成29年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ1億992万4,000円であり、歳入では、財産売却収入等7,460万円及び繰越金3,532万4,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費542万4,000円、公債費7,450万円及び予備費3,000万円を計上しております。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市税条例等の一部を改正する条例につきましては、個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限を延長し、軽自動車税の種別割及び環境性能割の導入並びにグリーン化特例の適用期限を延長するため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号南国市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に新たに第26条が追加され、以降の条が1条ずつ繰り下がることから、関係する規定の整備及び引用する条番号の変更を行うため本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、配偶者に係る扶養手当の月額を段階的に引き下げ、子

に係る扶養手当の月額を段階的に引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲拡大に伴う規定の整理、及び家族等を介護する介護時間を新設するため、関係する各条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 産業建設常任委員長有沢芳郎君。

＊

平成29年3月16日

南国市議会議長 西岡照夫様

産業建設常任委員長

有沢芳郎

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第2号	平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第4号	平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第 7 号	平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 9 号	平成28年度南国市水道事業会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	平成29年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款 商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第13号	平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第16号	平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第18号	平成29年度南国市水道事業会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第19号	平成29年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第22号	南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第24号	南国市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第25号	南国市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第30号	南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第34号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第35号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第36号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

\*

〔9番 有沢芳郎君登壇〕

○9番（有沢芳郎君） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、2号、4号、7号、9号、10号、11号、13号、16号、18号、19号、22号、23号、24号、25号、30号、34号、35号、36号の以上19件であります。去る16日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についてであります。歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、事業費確定に伴う農業振興育成補助金等事業費8,742万3,000円を減額し、土木費関係では、土地区画整理事業費1,194万9,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は2,520万9,000円の減額計上であります。歳出においては職員人件費及び補助事業費の確定等による下水道費2,520万9,000円を減額計上し、歳入においては下水道債1,880万円、一般会計繰入金640万9,000円等を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、90万8,000円の減額計上であります。歳出においては、職員人件費及び維持管理費の確定等による農業集落排水事業費90万8,000円を減額計上するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、10万円の増額計上であります。歳入においては、工業団地造成事業債10万円を減額し、一般会計繰入金20万円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成28年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、上水道事業収益を1,700万円増額し、上水道事業費用を1,151万8,000円減額するものであります。資本的収入及び支出においては、上水道資本的収入を9,240万円、上水道資本的支出を8,361万6,000円減額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成29年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、

第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費2億9,752万9,000円、農業集落排水事業特別会計操出金1億2,584万円を、商工費関係では、企業立地促進奨励金1億429万4,000円、観光費3,309万円を、土木費関係では、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費2億2,561万9,000円、街路事業南国駅前線整備事業費3億5,198万円、都市再生整備事業費5億2,327万6,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,515万円に対前年度354万3,000円の減額予算であります。主なものとして歳入では貸付金元利収入等640万円、繰越金863万6,000円を計上し、歳出では貸付事業費1,397万6,000円、公債費117万4,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億5,861万3,000円に対前年度374万1,000円の増額予算であります。歳入では、受益者分担金及び使用料等の収入3,277万3,000円、一般会計からの繰入金1億2,584万円を計上し、歳出では主なものとして浜改田、久礼田、国府処理場の維持管理費2,489万6,000円、公債費1億1,587万円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,048万5,000円に対前年度4億2,571万5,000円の減額予算であります。主なものとして歳入では市債1億9,030万円、歳出では工業団地造成事業費2億701万4,000円及び公債費347万1,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成29年度南国市水道事業会計予算について、収益的収支は収入では7億2,308万6,000円、支出では6億4,205万8,000円、業務の予定量は給水戸数1万9,100戸、年間給水量522万2,000立方メートルの見込みであります。建設改良事業に伴う資本的収支につきましては、収入では4億6,160万円を、支出では7億7,035万5,000円を予定しており、不足する額3億875万5,000円は当年度分損益勘定留保資金2億203万6,000円、減債積立金5,671万9,000円、建設改良積立金5,000万円を補てんをするものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成29年度南国市下水道事業会計予算については、収益的収支は収入で5億9,095万円、支出では4億6,802万7,000円を、建設事業に伴う資本的収支は収入6億5,677万7,000円、支出では9億754万3,000円であります。一般会計から補助を受ける額は2億7,749万2,000円で、資本的収支において不足する額は当年度分損益勘定保留資金等で補てんするものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、震災対策の促進のため、木造住宅の耐震診断の受診率の向上を目的として、耐震診断に係る手数料を徴収しないこととすることから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路法の規定により徴収する道路占用料の督促手数料及び延滞金について、他の徴収金との均衡を図り平成29年4月1日から徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例については、河川法の規定により徴収する占用料の督促手数料及び延滞金について、他の徴収金との均衡を図り平成29年4月1日から徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号南国市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例については、道路及び準用河川に係る占用料について平成29年4月1日から督促手数料及び延滞金を徴収することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、南国日章工業団地の計画区域内には墓地が多く、墓地の移転先を見つけられない墓地管理者も多いことから、南国市が共同墓地を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号市道の認定については、朝日町1号線が都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。去る14日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号普通財産の無償貸付けについては、平成11年4月11日から株式会社南国オフィスパークセンターに無償で貸し付けている、高知県及び本市が取得した5,500平方メートル

ルの土地が平成29年3月31日で貸付期間が満了することに伴い、県との協議により同センターの健全な運営のため、引き続き平成29年4月1日から2年間の無償貸付けを行うものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号普通財産の無償貸付けについては、現在事務系事業所の受入先である南国オフィスパークセンターより、新たに別棟建築の用地として南国市が所有する蛸が丘1丁目1番2の土地の一部について無償貸付けの要請がなされており、同センターの経営を助け、企業誘致の推進につながるものと判断し、無償貸付けをするものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 教育民生常任委員長福田佐和子さん。

＊

平成29年3月16日

南国市議会議長 西岡照夫様

教育民生常任委員長

福田佐和子

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第5号	平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第6号	平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第 8 号	平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	平成29年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	平成29年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第21号	南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第26号	南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第27号	南国市介護保険条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第28号	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第29号	南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第21号、議案第26号から議案第29号の以上13件であります。

去る3月16日、委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、生活保護扶助費6,000万円を増額計上し、事業費の確定による臨時福祉給付金事業費2,821万3,000円、年金生活者支援臨時福祉給付金事業費1,149万円、児童手当費2,900万円及び認定こども園事業費2,845万5,000円を減額計上し、教育費関係では、国の補正予算に係る給食センター整備事業費1億287万2,000円を増額計上し、市内遺跡発掘調査等事業費1,066万8,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、1億6,015万2,000円の減額計上であります。歳出の主なものは、給付実績に基づく給付見込額の見直し等による保険給付費2,068万円、共同事業拠出金1億3,948万8,000円を減額計上しております。歳入では、交付額の決定に伴う国庫支出金8,949万9,000円、県支出金1億38万8,000円を減額計上し、療養給付費交付金1,733万円、共同事業交付金369万1,000円、一般会計等繰入金203万9,000円及び諸収入667万5,000円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、1億9,695万3,000円の減額計上であります。歳出の主なものは、給付実績に基づく給付見込額の見直し等による保険給付費1億4,410万円、地域支援事業費796万1,000円及び基金積立金4,271万1,000円を減額計上し、歳入では、保険料徴収実績等による保険料4,745万2,000円、保険給付費等の減額に伴う国庫支出金6,201万9,000円、支払基金交付金4,174万8,000円、県支出金2,452万7,000円及び繰入金2,139万3,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、308万8,000円の減額計上であります。歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金401万3,000円を減額計上し、歳入では、一般会計繰入金308万8,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成29年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、

第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費10億8,559万6,000円、後期高齢者医療関連事業費7億7,418万5,000円、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金5億1,557万4,000円、後期高齢者医療保険特別会計繰出金1億9,763万円及び介護保険特別会計繰出金5億9,291万5,000円、児童手当費7億5,486万2,000円、児童扶養手当費2億7,562万9,000円、民営保育所等費10億4,058万3,000円、認定こども園事業費2億3,325万9,000円、乳幼児医療費助成事業費1億9,146万7,000円、公立保育所費5億2,614万3,000円、生活保護扶助費17億1,800万円を計上しております。

衛生費関係では、公的病院運営助成金6,371万3,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億2,176万9,000円、妊婦・乳児健康診査事業費4,194万7,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費3,036万1,000円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金1,100万円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費4億2,277万6,000円、し尿処理施設運営事業費2億3,419万9,000円、最終処分場関係一般管理費7,620万2,000円を計上しております。

教育費関係では、南国市アクションプラン事業費2,856万7,000円、特別支援教育支援員及び学校図書館支援員を含む学校指導事務局費4,663万1,000円、小・中学校コンピュータ教育事業費5,051万9,000円、市内遺跡発掘調査事業費4,863万5,000円、給食センター整備事業費1億8,241万2,000円、給食センター運営事業費4,105万3,000円を計上し、元利償還金18億9,856万1,000円を計上し、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億8,976万8,000円及び給食センター調理等業務委託1億1,611万7,000円を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ68億8,252万8,000円で、前年度に比べ2,768万9,000円の増額予算となっております。歳入では、国民健康保険税11億1,034万8,000円、国庫支出金15億9,549万6,000円、療養給付費交付金2億3,306万2,000円、前期高齢者交付金15億9,035万1,000円、県支出金2億9,031万8,000円、共同事業交付金15億2,921万6,000円、諸収入等1,816万3,000円及び一般会計繰入金5億1,557万4,000円を計上しております。歳出では、職員人件費を含む総務費8,326万6,000円、保険給付費43億4,880万6,000円、後期高齢者支援金等6億2,623万円、前期高齢者納付金等224万9,000円、介護納付金2億3,780万9,000円、共同事業拠出金15億2,922万6,000円、特定健康診査を含む保険事業費4,470万1,000円等を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成29年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ40億3,100万6,000円で、前年度に比べ7,204万6,000円の増額予算になっております。歳入では、第1号被保険者の保険料7億6,804万2,000円、国庫支出金9億5,781万2,000円、支払基金交付金10億8,644万円、県支出金5億7,450万9,000円、一般会計等からの繰入金6億4,291万5,000円を計上しました。歳出では、職員の人件費を含む総務費8,768万7,000円、保険給付費37億3,540万円、職員1名の人件費を含む地域支援事業費2億679万2,000円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ7億935万5,000円で、前年度に比べ4,833万1,000円の増額予算となっております。歳入では、後期高齢者医療保険料5億1,106万円、一般会計からの繰入金1億9,763万円を計上し、歳出では職員人件費を含む総務費2,715万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6億8,159万4,000円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年度末における国保財政調整基金の額が9,890万6,000円でしたが、平成28年度の決算において、その全額を歳出に充当する見込みとなり、基金の残高がない状態となる見込みであります。このことから、平成29年度の国民健康保険税の改定を行い、歳入不足を補うため本条例の一部を改正するものであり、改定の主な内容は、国民健康保険税を構成する課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額については、所得割を2.2%から2.4%に、被保険者均等割額を6,000円から7,000円に、世帯別平等割額を5,000円から8,000円に改定し、介護納付金課税額については、所得割を1.8%から2.2%に、被保険者均等割額を7,500円から8,500円に、世帯別平等割額を5,900円から6,400円に改定するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南児童館は今まで建物の修繕を行いながら運営してきましたが、老朽化・破損の程度が甚だしく、利用者及び職員の安全を確保することが困難となったため、現在の建物を使用せず、近隣施設である前浜老人憩の家及び南部市民館の余裕室を利用して運営することとするため、本条例の一部を改正するものです。改正の内容は、位置の変更及び部屋の貸し出しを行わないこととすることから、使用料の規定を削除するものであり、適当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の内容は、介護保険料の算定に用いる所得額について、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、特別控除額を控除することができることとなり、平成29年度の保険料の算定から適用することとなったもので、やむを得ないものと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の内容は、地域密着型通所介護のサービスが創設されたことに伴う規定の整理であり、適当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第29号南国市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、地域密着型通所介護のサービスが創設されたことに伴う規定の整理であり、適当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） これにて委員長の報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） 次に、議案第14号に対し、土居篤男議員ほか3名から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。18番土居篤男君。

—————\*—————

議案第14号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算に対する修正動議

上記の修正動議を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出し

ます。

平成29年3月21日提出

提出者 南国市議会議員 土居篤男 ⑩  
賛成者         "         村田敦子 ⑩  
                  "         浜田勉 ⑩  
                  "         福田佐和子 ⑩

南国市議会議長 西岡照夫様

.....  
議案第14号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算を下記のとおり修正する

記

第1条第2項第1表を次のとおり改める。

第1表 歳入歳出予算

(抹消したのは原案、その上に記入したのは修正案)

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1.国民健康保険税		
	1.国民健康保険税	1,072,230
		<del>1,110,348</del>
8.繰入金		
	1. 他会計繰入金	553,692
		<del>515,574</del>
歳出合計		6,882,528

★★★★（「議案第14号に対する修正動議」データ挿入）

★★★★ (「議案第14号に対する修正動議」データ挿入)

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 議案第14号の平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算に対する修正動議を提案をいたします。

議案第14号平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算を以下のとおり修正を提案をします。

第1表の歳入歳出予算で説明をいたしますが、歳入で、国民健康保険税11億1,034万8,000円を10億7,223万円に、繰入金を、他会計繰入金5億1,557万4,000円を5億5,369万2,000円に修正をするものでございます。

次のページはその内訳なんです、これは省略させていただきまして、以下理由を申し述べます。

国保税加入者の構成員が最近では減少しております。そして、主な加入者である農家の所得を見てみましても、なかなか所得は上げている農家というのは、ハウス園芸農家のシシトウとかピーマンとかキュウリとか、そしてハウスショウガも相当所得が上がっております。一方、十市の近辺の果樹栽培農家とか高齢者の農家の状態を見てみますと、ほとんど所得が上がらない、そういう状態の農家が非常に多くなっております。そういうことで、この国保税の負担感が非常にきついと。農業所得で500万円、600万円、700万円上げてますと国保税なんかへのかっぱという状態だと思いますが、なかなか所得が上がらない、そういう状況に置かれた国保加入者は10万円、20万円の負担が非常に重く感じると。そういう状況が出現をしております。

ちなみに、税の納入状況を見てみますと、昭和63年に、1988年なんです、国保税の収入額は11億1,074万円、12年後の2000年平成12年には17億943万円、平成17年2005年には18億864万円、平成23年2011年には、下がり始めまして15億1,513万円、平成29年度の予算で見ますと11億1,034万円、先ほど減額提案をしたものなんです。一方、国庫負担金、国庫支出金は14億4,790万円、18億2,588万円、18億7,630万円、16億4,540万円、15億9,549万円と。そして、繰入金も先ほどの年代順に1億340万円基金からは0、3億3,755万円基金からは0、5,831万1,000円基金からは2億2,210万円、繰入金3億9,204万円、最後の平成29年度予算で5億1,557万円です。一方、支出の主なものであります保険給付費だけを見てみますと、19億3,036万円、次が23億2,995万円、次が34億533万円、次が41億2,170万円、次が43億4,880万円です。

このように国保加入者の所得が減り、高齢化していく中で、医療の技術がどんどん発達をしまして、保険給付費を中心とする医療費だけが膨大に、膨大という表現が適切かどうか分かり

ませんが、まあその医療技術の発達のおかげを加入者も市民もこうむっている、こういうことがあらわれております。そこでこの国保税の税収が下がってきて医療費が一方伸びていく、こういう現象の中で基金も0になって、繰入金も一般からの繰り入れは制限したいという気持ちはわかりますが、私はやっぱり、いかなる所得の階層の方でも発展する医療制度のサービスを受けられる、そういう仕組みをやっぱり保障していくのが地方自治体ではないかと思ひまして、修正案を提案をしたわけでございます。同僚議員の御賛同よろしくお願ひします。

○議長（西岡照夫君） これにて修正案の説明は終わりました。

＊

○議長（西岡照夫君） これよりただいまの委員長報告並びに修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） ただいまの土居篤男議員からの修正動議は大変重い内容だと私は思ひますが、この修正動議、この開会前にいただきましたので、本当の意味での内容の精査というのは、もう一日でも手前にいただいおけば判断できたかなというふうにも一つは思ひました。

で、お伺ひしたいんですが、修正内容の1枚目の表があるんですけども、この場合はこれは歳出合計ということになるんでしょうか。歳入合計と私は思つたんですけど、歳出合計なんですかね、この場合は。わかりますか。私の不勉強でちょっと違うのでしたらあれですけども、そういうふうに思ひます。それで、この修正は、3,811万8,000円ほどの法定外の繰り入れというふうに理解をするわけですけども、基本的に県は、法定外の繰り入れに対しては否定的であるというふうに認識を私にはしております。県単一化をした場合に、市からの納付金の決定額が算出されるというその折に、法定外の繰り入れをする財政があるという南国市になった場合に、この決定をすることに何の影響も与えないということを断言できるかどうか、それをお伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（西岡照夫君） 18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 濟いませぬ、御答弁申し上げます。

ミスプリで、2ページ目の下段の下の方の歳出合計は、歳入合計の誤りでございます。それからもう一点の県単一の国民健康保険制度になるときに南国市が裕福であると見られて、いろいろ影響受けやせんかとかいう御質問なんですが、そこまでは判断をしたことがございま

せん。よろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 委員長報告並びに修正案に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2番植田豊君。

〔2番 植田 豊君登壇〕

○2番（植田 豊君） おはようございます。

賛成討論をさせていただきます。

私はなんこく市政会を代表いたしまして、今議会に提案されました全議案に賛成するものであり、特に議案第10号平成29年度南国市一般会計予算につきまして、賛成討論を行うものであります。

本市におきましては、橋詰市政のもと平成28年度に策定された第4次南国市総合計画に基づき、県及び県内市町村と連携した取り組みを強化し、また、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、人口減少対策にも取り組まれております。そして、厳しい財政状況ではありますが、平成29年度からの5カ年を計画期間とする南国市行政改革大綱2017を作成されました。本市では人口減少に伴う歳入の減少や、少子・高齢化に伴う社会保障など、経常的な経費の増加や、老朽化した公共設備の更新や、土地区画整理事業、圃場整備事業などの大規模な基盤整備事業も予定されていますが、本予算は、限られた財源の中で安定した行政運営を維持しつつ、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくための行政改革予算になっています。心より敬意をあらわすものであります。

本予算の総額は206億7,000万円で、平成28年度当初予算に比べ15億7,000万円、7.1%の減額予算となっています。

それでは主な内容につきまして、その理由を述べさせていただきます。

民生費関係では、障害者自立支援給付事業費10億8,559万6,000円、広域連合負担金を含む後期高齢者医療関連事業費7億7,418万5,000円、子供のための児童手当7億5,486万2,000円、さらに認定こども園事業費2億3,325万9,000円、そして乳幼児など医療費助成事業費1億9,146万7,000円など、福祉全般にわたり目配りを行い、可能な限り予算計上されていることについて高く評価いたします。

農林水産業費関係では、農業振興育成補助金など事業費 2 億9,752万9,000円、多面的機能支払交付金事業費9,763万9,000円、また商工費関係では、災害対応型給油所整備促進事業費補助金及び商業振興支援事業費補助金を含む商工振興費4,965万1,000円、企業立地促進奨励金 1 億429万4,000円並びに観光費3,309万円など、熱意の見える積極予算に敬意をあらわします。

次に、土木費関係では、揺るぎない地方整備を進めるため、道に係る社会資本整備総合交付金事業費 2 億2,561万9,000円、市単独道路新設改良事業費5,052万9,000円、さらに街路事業南国駅前線整備事業費 3 億5,198万円、そして都市再生整備事業費 5 億2,327万6,000円及び下水道事業会計操出金 2 億9,421万9,000円を計上されています。

また、消防費関係では、高規格救急車などの購入費として7,396万3,000円、住宅耐震対策促進事業費8,890万4,000円、津波避難路整備工事費及び災害用備蓄品購入費を含む防災費 1 億281万6,000円並びに津波避難対策等加速化臨時交付金を積み立てる防災対策加速化基金積立金 8,322万2,000円を計上するなど、防災・減災を軸に市民が安心して暮らせる予算計上に高く評価いたします。

最後に、教育費関連では、南国市アクションプラン事業費2,856万7,000円、特別支援教育支援員及び学校図書館支援員を含む学校指導事務局費4,663万1,000円、そして小・中学校コンピューター教育事業費5,051万9,000円、市内遺跡発掘調査事業費4,863万5,000円、また給食センター整備事業費 1 億8,241万2,000円並びに給食センター運営事業費4,105万3,000円など、次代を担う子供たちへの教育環境づくりに深く配慮したことに対しまして、心から敬意をあらわすものであります。

以上述べましたとおり、今期定例会に提案されました議案第10号平成29年度南国市一般会計予算に賛同するものであり、市長並びに執行部におかれましては、今後とも市民生活のさらなる向上と安心・安全、住みよい地域づくりに全力を挙げて取り組んでいただきますよう強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） 議案第14号平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算に対する修正動議の賛成討論を行います。

自営業者や高齢者世帯の加入が主となる国民健康保険制度が維持されるには、公費の手厚い投入が不可欠にもかかわらず、公費は削減されていく一方です。それに伴い、国保税の加入者

負担分は加算され続け、高過ぎる国保税を支払うと家計が生活保護基準以下に陥っています。国保料や税、社会保険料を払えば手元には数万円しか残らない実態があり、毎日食べていくためには国保税を生活費に回さざるを得ない、高過ぎる国保税を下げしてほしい、という多くの声が上がっています。

また、国保の都道府県移管に伴う新制度でも、徴収率上位の自治体を支援する制度が設けられており、減額、加算によって市町村に徴収率を競わせるような仕組みは、短期証や資格証明書の発行を促進させることが懸念されます。国保税を払えない者が窓口での全額負担をできるわけがなく、受診抑制へとつながり、病状悪化で救急搬送されるか死に至ることにつながります。WHO世界保健機関から最も優秀な医療保険制度と言われている日本の国民皆保険制度を維持するために、各自治体も国費の削減ではなく投入を求め、高過ぎる国保税を引き下げるための一般財源繰り入れを行うべきと考え、修正動議への賛成討論とします。

同僚議員の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（西岡照夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第9号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第9号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第13号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第13号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。まず、本案に対する土居篤男議員ほか3名から提出されました修正案について起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、土居篤男議員ほか3名から提出されました修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第20号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第20号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号から議案第30号まで、以上9件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第30号まで、以上9件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号から議案第36号まで、以上5件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第36号まで、以上5件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

### 承認要求書

○議長（西岡照夫君） 日程第37、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

### 記

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項   |
| 1. 目的 | 所管事項の把握         |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで          |

平成29年3月21日

南国市議会議長 西岡照夫君様

総務常任委員長 中山研心

産業建設常任委員長 有沢芳郎

教育民生常任委員長 福田 佐和子

議会運営委員長 浜田 和子

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

#### 議員派遣の件

○議長（西岡照夫君） 日程第38、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

#### 議発第1号から議発第4号まで

○議長（西岡照夫君） ただいま議発第1号から議発第4号まで、以上4件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年3月21日提出

提出者	南国市議会議員	神崎隆代
賛成者	〃	岡崎純男
〃	〃	野村新作
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	植田豊
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	山中良成
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	浜田和子
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川潔
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	浜田勉

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....  
議発第1号

無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

#### 記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様

＊

議発第2号

主要農作物種子法の廃止に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年3月21日提出

提出者	南国市議会議員	浜田勉
賛成者	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川潔
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	前田学浩
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	山中良成
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	岡崎純男

南国市議会議長 西岡照夫様

.....  
議発第2号

主要農作物種子法の廃止に反対する意見書

主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）が制定されて以降、日本人の胃袋、土壌、気候風土に合った稲や麦・大豆の優良品種が安く作られ、安全・安心の日本農業、食料を形づくってきた。

野菜や花卉などは民間にと住み分けされてきたが、一世代しか品種特性が維持されない。ハイブリッド技術が急速に普及してきた今、ビジネスとして成り立つことが現実となったことから、民間の主要農作物種子法への関心は大きく変化、民間事業者は公的機関の原種や機器の使用が可能となり、急速に条件は有利になる。

主要農作物種子法を廃止する法律案は、今まで培ってきた公的機関の安くて優良な地域の実情に合った品種づくりに決定的ダメージを与えるものである。この民間へのオープン化は多国籍企業、モンサント社やデュポン社の進出を容易にするものに他ならない。遺伝子組み換え品種への絶対化が心配である。私達は、日本の食と農の安全・安心のために主要農作物種子法の廃止に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
農 林 水 産 大 臣	山 本 有 二 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様

＊

議発第3号

共謀罪の創設に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年3月21日提出

提出者	南国市議会議員	土 居 篤 男
賛成者	〃	中 山 研 心
	〃	今 西 忠 良
	〃	西 川 潔

賛成者	南国市議会議員	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	浜 田 勉

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....  
議発第3号

共謀罪の創設に反対する意見書

政府は「テロ対策」の名目で共謀罪を新設するため、組織犯罪処罰法改定案を国会に提出しようとしている。この法案は、これまで3回にわたり国会に提出されたものの、実際の犯罪行為が無くても、相談や計画しただけで処罰される危険な内容に、国民の強い反対を受け、3度とも廃案となったものである。

今回、共謀罪ではなく「テロ等準備罪」と名称を変えたことや、対象を絞り込むなどとして過去の共謀罪とは違うと強調しているが、国会審議を通じても、同法案の危険な本質に変わりがないことが浮き彫りになっている。

同法案の処罰対象は「組織的犯罪集団」に限るとされているが、安倍首相は「組織的犯罪集団」の「法定上の定義はない」ことを認めている。法務省は「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」には処罰の対象との見解を示している。「一変した」との判断は、捜査機関に事実上ゆだねられる。これでは、捜査機関の解釈や裁量で、労働組合や市民団体でも対象にされる。

政府が、共謀罪をテロ対策に必要なとする根拠の一つにしている「国際組織犯罪防止（TOC）条約」締結のためという理由も説得力を失っている。TOC条約のもともとの主眼は、マフィアなどによる経済犯罪を念頭にしたものであり「テロ対策」が目的ではない。加えて、日本はすでにテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法を持っており、同法案が「テロ対策」のために必要だとする口実は崩れている。

共謀罪の本質は「犯罪を行うことを相談、計画した」というだけで処罰をするところにある。政府は資金準備など「準備行為」をしたという要件を新たに付け加えることで「相談、計画」だけで処罰されることはないと説明している。しかし、準備行為は極めてあいまいで、相談参加者の1人が「準

備」をすれば適用されるとしている。これでは、他の「参加者」にとっては「準備行為をしなくても犯罪とされる」ことには変わらない。

共謀罪の創設で、犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵される監視社会への道が一層強まることも懸念される。

よって、国におかれては、共謀罪を創設しないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
法 務 大 臣	金 田 勝 年 様

＊

議発第4号

公職選挙法改正を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年3月21日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 勉
賛成者	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 西岡 照夫 様

議発第4号

公職選挙法改正を求める意見書

日本の選挙法は、べからず選挙法と言われています。あまりにも国民の選挙への参加を規制しています。行動の制限、発言や政策ビラの配布も制限されています。民主主義の基本とも言うべき、自由への圧迫であります。

買収の禁止、これは当然であります。人間としての誇り、人格権の売買は絶対許されません。

選挙には自由の選択が保障され、のびのびと話しかけ、政策をいつでも述べる機会が保障されてこそ、政治と国民生活が結びつき、政治への信頼は急速に回復することでしょう。

今までの公選法では政治へのかかわりが制限され、市民感情からは、政治好きと無関心・嫌いに分類が押しつけられていたと思います。みんなのくらしと政治が結合し、一体となった時、日本の民主主義は守られ成長し、選挙制度が地域に安定的に根づくと思います。

選挙での投票率の向上は国民的課題、悲願であります。

規制だらけの公職選挙法の改正で投票率の向上を!!

以上のような主旨から選挙制度の規制緩和は、喫緊のテーマである事を述べ、改正されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣            安 倍 晋 三 様

総 務 大 臣                高 市 早 苗 様

—\*—

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—\*—

○議長（西岡照夫君） この際、議発第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第2号を議題といたします。

提案理由の説明の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） おはようございます。

今議会での初舞台となりました。最後の提案者みたいな形でこの舞台を踏むことができました。ありがとうございました。

私ごととはいえ、まさに自業自得、自演の混乱ぶりは大変でした。ドクターから風邪は絶対いかんよと忠告を再三いただきながら、まあなめた対応というんでしょうか。3月8日、9日寒かったんですが、まあこら大したことあるまいということの態様が、10日間のお休みをいただくというようなことになりました。私はCOPD、まあこれはたばこの残存害悪効果であります、反面教師として受けとめていただきたいと思います。

では、本論に入ってまいりたいと思います。

執行部の皆さんには、懇切丁寧な答弁を準備いただきながら、そしてまた手ぐすね引いて楽しみにされていたでありますが、それをまるっきり手ぶらにさしてしまいました。私の不徳とするところであります。手ぶらにさしたことをおわびしたいと思います。

私は種子法をめぐって、特にこれについては皆さんから全会一致で賛同いただいておりますけれども、農業をめぐる状態が種子法とも絡んで大きく農業いじめが進んできているという実態等も触れながら、この種子法の部分的な理解というふうになると思います。

種子法をめぐっては、農業競争力強化支援法、これ8本ありますけれども、その一つとして出されておる。つまり、8分の1つの法律です。だから、あとどんなふうになってとなれば、まあひっきりなしに農業いじめというより農協いじめが露骨に進んできています。そのほか農済のめぐる収入保険法だとかいうふうな形の部分がどんどん法律的に出されてきている、その

一つとして種子法の廃止が出されてまいりました。

で、この種子法は地方自治体が責任を持つ、いわゆる公的な、そういう試験機関として昭和27年ごろ誕生して、今までずっと公の部分、公的な機関として安価で、そして安心できる種子、これを一貫として強調してやってまいりました。例えば遺伝子組み換え問題が起こった間は、公的な部分のところではほとんどノーという対応をしてまいりました。そのように、この種子法をめぐっても重大な農業の岐路を演出されようとしています。つまり、この種子法の改正が公の部分をばっさり切ってしまうわけでありますから、今までの安価で安心の種子が価格不安の種子供給、高値となってくることは想像はたやすいものであります。難しくないと思います。まさにローソン栄えて農村滅びるであります。

これらをめぐって、この主要種子法、つまり米、麦、大豆であります。この米をめぐっては、世界的にことしはまさに多収であります。アメリカは日本をターゲットに、これ皆さんも新聞紙上で十二分にわかってると思います。標的、つまり日本を餌食にするというのを看板にぶら下げました、あのトランプの商法、ゆすり商法ですね。強奪的な押し売りが目に見えてきています。このことしの多収という問題と、その前に既にSBSのお米の取引では、日本のお米1万1,000円に対して7,000円くらい。つまり4,000円も安い値で。今までは調整金という形で安く入ってきたものを高く出して、日本で調整をしておりました。だが、今度は調整をしないわけでありますから、1万1,000円の日本の米が、7,000円の市場価格に翻弄されてきてるといのが今の現状です。それへことしの多収ということになってくると、これはまた深刻な状況になってくると思います。それへ輪をかけたように、農業蔑視の対応、これは今までの安倍さんほどの人はありません。麻生財務大臣とアメリカの副大統領マイク・ペンスとの間で、いわゆる経済交渉というのを責任を持つというふうになっております。だが、この経済交渉の舞台に農水省は入っていません。財務、外務、産業、それと国交省、これが4つが入って、肝心のターゲットにされている農業問題、農水がこのいわゆる日本の代表団、麻生さんのもとで集まった中へ入ってないというくらいでありますから、本当にもうけしからんと言ってもいいんじゃないか。経済団体が財務、外務、経済産業省、国交、4省だけだいうなんていうようなことは前代未聞。私は、えっ、どういた、というのが実感でした。そのように農業そのものがもう枠外、つまり日本農業否定という方向がやられてきてるといことのあるわけではないかということで、危惧よりも私は怒り心頭であります。まさに日本農業不要論であります。これはもう絶対のむわけにいかないというようなことも含めて、この種子法を、これが強化法の8分の1本として出されているということでありますから、農政全般が農業への攻撃、まさに波状

攻撃になってくるということを皆さんにお訴えをして、わやにすな、その警告も皆さんに受けとめていただいて、やはり種子法だけではなくって、農政全般あるいは農業を、そして胃袋を守っていくというふうな観点を皆さんにもお願いをいたしまして、提案理由といたします。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） これにて提出者の説明は終わりました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。19番福田佐和子さん。

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 私は、共謀罪の創設に反対する意見書について賛成討論をいたします。

本日21日に閣議決定予定の本法案は、2人以上の者が合意して悪事をたくらむこと、すなわち実際の犯罪行為に着手していなくても相談、計画しただけで犯罪とすることができるという戦前の治安維持法のようなものです。犯罪の実際の行為のみを罰するという刑法の大原則に真っ向から反するだけでなく、憲法第19条が犯してはならないとする思想や内心を処罰の対象とする違憲立法です。政府はテロ等準備罪であって共謀罪ではないと説明をしておりますけれども、名前を変えただけで危険な本質に変わりはありません。一般市民には関係ないのではないかと思いますけれども、決してそうとは言えないのがこの共謀罪の怖いところです。1人が準備行為をしたとみなされると、会話をした全員の逮捕が可能になり、共謀しているかどうかを判断するために会話や電話、メールなどの通信傍受、盗聴など、日常的に多くの一般市民のプライバシーに立ち入って監視する捜査の危険性があります。日本弁護士連合会は、東京オリンピック、パラリンピックを法制化の口実にして、国民を不安に陥れ、法案を押し通そうとしている。法律さえできればテロが未然に防げるかのような錯覚を国民に与えるものだと批判をしております。

この意見書にありますように、日本は既にテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について未遂より前の段階で処罰できる国内法を持っており、同法案がテロ対策のために必要だとする口実は崩れております。世論調査でも反対が賛成を上回っており、与党支持層でも各党それぞれ3割を超える反対があります。これまで国民の大きな反対により、3回も廃案になった共謀罪法案は、名前を変えても国民の合意は得られません。共謀罪の創設に反対する意見書に、同僚議員の皆さんの御賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。

○議長（西岡照夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第4号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第4号は否決されました。

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） この際、この3月末をもって退職される管理職の方に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶をお願いいたします。松下建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 退職に当たり、西岡議員さんにおかれましては、こうして挨拶を述べる機会を与えていただきましたこと、まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。

私は昭和55年4月に土木技師職員として採用となり、36年間、土木部門で勤務させていただきました。入所当時は建設課に配属となり、高知空港拡張に伴う周辺整備に従事いたしました。養鰻場のそばを工事する際には、騒音や振動に神経質なウナギに大変苦勞させられたことを思い出します。その後、南国市公共下水道における幹線・枝線工事に従事し、市内における下水道工事をたくさん経験させていただきました。

また、四国横断自動車道建設に伴う岡豊町、滝本、定林寺、小蓮、笠ノ川地区の周辺整備事業や、平成10年の大災害'98豪雨を経験いたしました。その際には、南国市一円の被害調査を一般職員とともに短期間で調査を完了することができました。また、数年間で復旧することができました。

国分、久礼田、浜改田地区の農業集落排水事業による処理場建設や本幹・枝線整備の一員としても従事することができたことや、高知東部自動車道建設に伴う周辺整備において、多くの地権者や地元役員の皆さんの御協力により覚書の調印を無事完成させることができたこと、地域も一緒になって周辺整備事業が着実に進んでいることの喜びを感じることができました。これからの私にとりまして本当に貴重な経験をさせていただき、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

このたび、こうして私が穏やかに退職を迎えることができたのは、ひとえに西岡議長を初め、議員の皆様御指導、お力添えのおかげであると痛感しております。とりわけ浜田勉議員さん、土居篤男議員さん、浜田和子議員さんにおかれましては、数多くの一般質問をいただき大変勉強になりました。ありがとうございました。

また、橋詰市長を初め、吉川副市長、平山副市長や同僚課長の皆様、建設課職員を初めとする多くの職員の皆様に支えられたおかげであると思っております。心から感謝申し上げます。

最後になりましたが、今後においても南国市がさらなる発展をされますよう、また皆様方ますますの御活躍と御健康を祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

—————\*—————

○議長（西岡照夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第394回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会